

計画放流水質の適用に係る処理方法の評価の考え方について

平成15年9月25日に公布された下水道法施行令の改正に伴う下水道事業計画の認可の運用については、「下水道法施行令の改正に伴う事業計画の認可の運用について」(平成16年3月29日付け国都下事第530号)(以下、「運用通知」という。)及び「計画放流水質の適用の考え方について」(平成16年4月9日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)(以下、「企画専門官事務連絡」という。)において通知したところです。

このうち、「運用通知」における「【別表1】に新たな処理方法を追加するための評価方法」及び「企画専門官事務連絡」における「評価5を行う際の外部評価委員会の要件等」について、その考え方等は下記のとおりとなっています。

1.【別表1】に新たな処理方法を追加するための評価方法

(1) 基本的考え方

【別表1】に新たな処理方法を追加するための評価(以下、「一般評価」という。)は、新たな処理方法について、当該処理方法の計画放流水質区分への対応を明確にするとともに、当該処理方法に係る技術の特徴、採用にあたっての留意事項等を明らかにし、全国に適用可能な一般的な処理方法としてこれを位置づけることにより、新技術の普及促進を図り、効率的な下水道整備に資することを目的として実施するものである。

一般評価は、国土交通省が設ける外部評価委員会(以下、「国の評価委員会」という。)において行うこととする。国の評価委員会に係る事務は、国土技術政策総合研究所下水道研究部において行うものとする。

一般評価の申請は、原則として評価の対象となる新たな処理方法の開発者が行うものとする。なお、評価の実施に必要な費用は、評価申請者の負担とする。

(2) 一般評価実施の要件

一般評価を実施するためには、評価の対象とする処理方法を採用している公共下水道又は流域下水道の水処理施設が3箇所以上稼働しており、実施設における水質データ等の取得が可能であることを要件とする。

(3) 一般評価の流れ(【図1】参照)

新たな処理方法を【別表1】に追加しようとする開発者は、国土技術政策総合研究所下水道研究部に対し一般評価の実施について申請することとし、国土交通省が一般評価の実施について適当と認める場合について、国の評価委員会において一般評価を実施するものとする。

一般評価の方法については、【表1】のとおりとする。なお、一般評価の方法の詳細については、国の評価委員会の議論を踏まえ定めるものとする。評価終了後、国の評価委員会は評価結果を国土交通省及び評価申請者に報告するものとし、国土交通省は、評価結果を踏まえ当該処理方法が一般性のあるものと判断される場合には、運用通知の【別表1】に当該処理方法を追加するなど必要な措置を講ずるものとする。

(4) データ提供等の協力依頼

一般評価の実施にあたっては、既設の水処理施設の水質データ等が必要となることから、一般評価の申請者等から各下水道管理者に対し、水質データの提供等に関し協力要請があった場合には、できる限りご協力いただきますようお願いいたします。

2. 評価5を行う際の外部評価委員会の要件等

(1) 外部評価委員会

日本下水道事業団が自ら開発した処理方法について評価5を行う外部評価委員会は、日本下水道事業団の技術評価委員会とする。

上記以外の処理方法について評価5を行う外部評価委員会は、下水道新技術推進機構の技術委員会とする。

(2) 評価5の流れ(【図2】参照)

実績のない処理方法を採用しようとする下水道管理者は、国土交通省に対し評価5の実施について申請することとし、国土交通省が評価5の実施について適当と認める場合について、該当する外部評価委員会において評価5を実施するものとする。

評価終了後、外部評価委員会は、評価5の評価結果を国土交通省及び国の評価委員会に報告するものとし、国土交通省は、評価結果を踏まえ当該処理方法と計画放流水質との関係について判断し、評価を申請した下水道管理者等に通知するものとする。

(3) 事後評価の実施(【図2】参照)

評価5を受けた処理方法について、パイロットプラントにおいて確認された処理性能が実施施設においても発揮されていることを確認するため、当該下水道管理者は、実施施設を対象とした事後評価を受けるものとする。事後評価は評価5を実施した外部評価委員会において行うものとする。

事後評価の方法は、評価5で実施した評価方法を参考として外部評価委員会が定めるものとする。なお、事後評価は流入水量の状況を踏まえ実施施設の供用開始から3年以内に実施するものとする。評価終了後、外部評価委員会は、事後評価の評価結果を国土交通省及び国の評価委員会に報告するものとする。

(4) 既存制度との関係

評価5及び事後評価の実施にあたっては、新世代下水道支援事業制度(新技術活用型)を適用することができる。

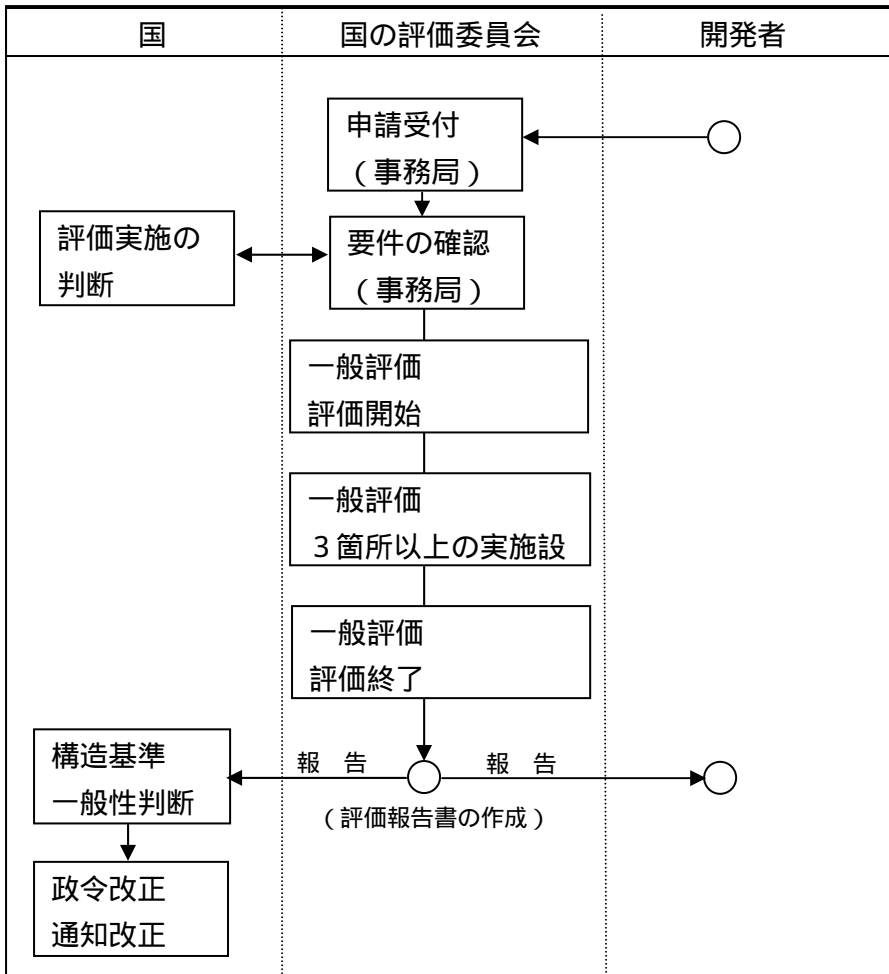
(5) 処理方法の「実績」について

「運用通知」の【別添2】における処理方法の「実績」とは、評価5を受けた処理方法に係る事業計画が認可されたことをもって判断する。

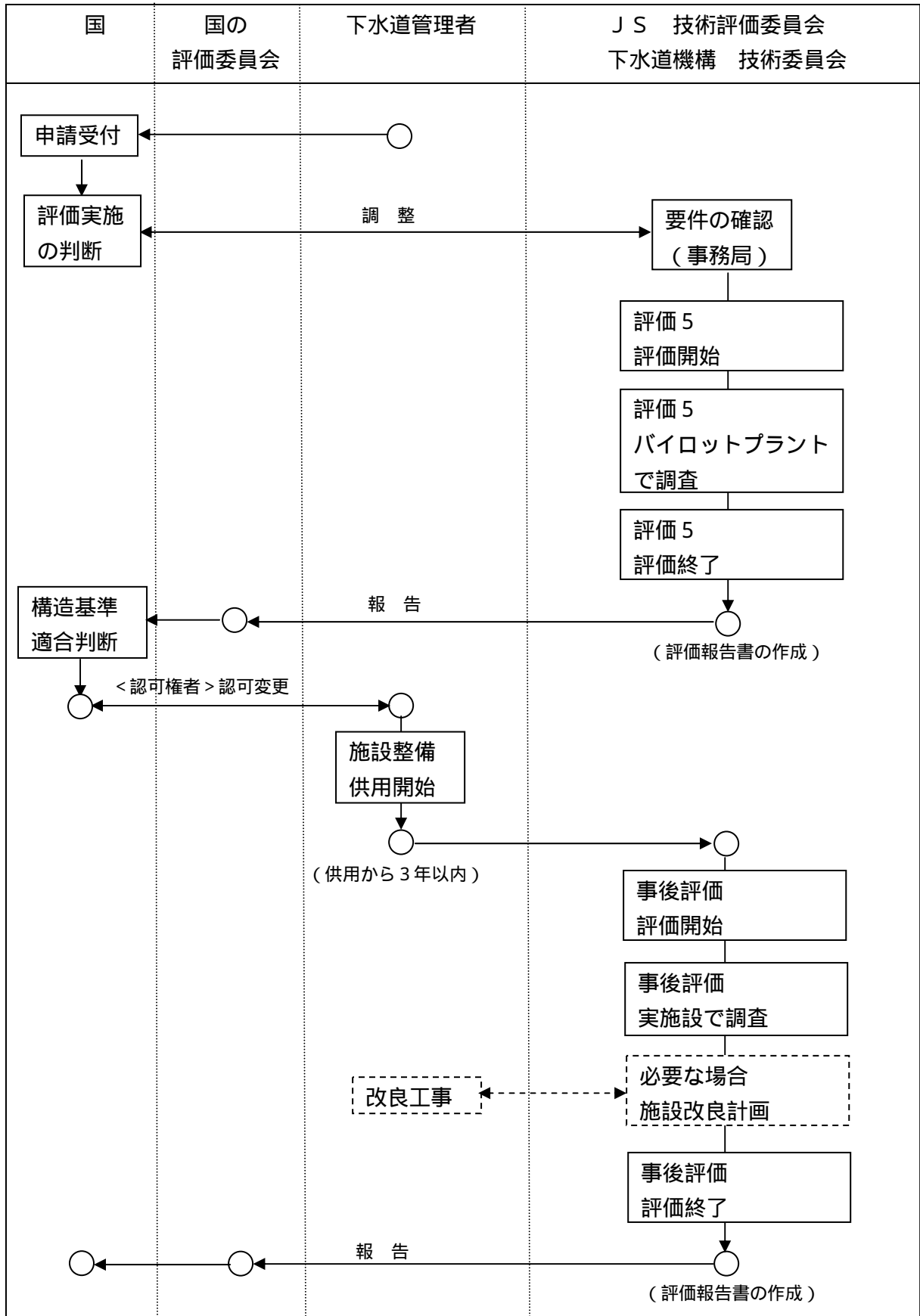
(6) その他

以上によりがたい場合は、国土交通省と協議の上決定する。

【図1】 一般評価の流れ



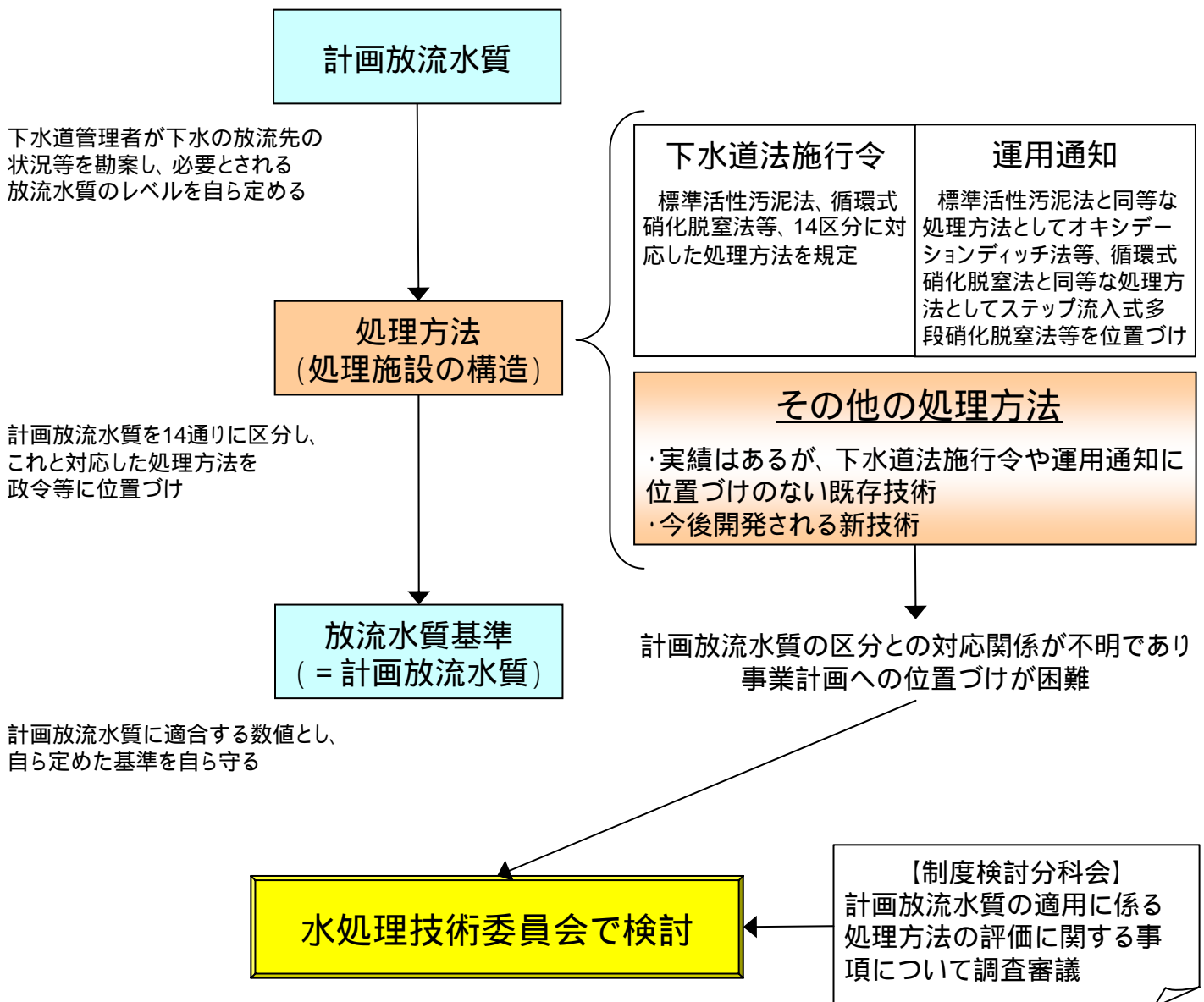
【図 2】 評価 5 ・事後評価の流れ



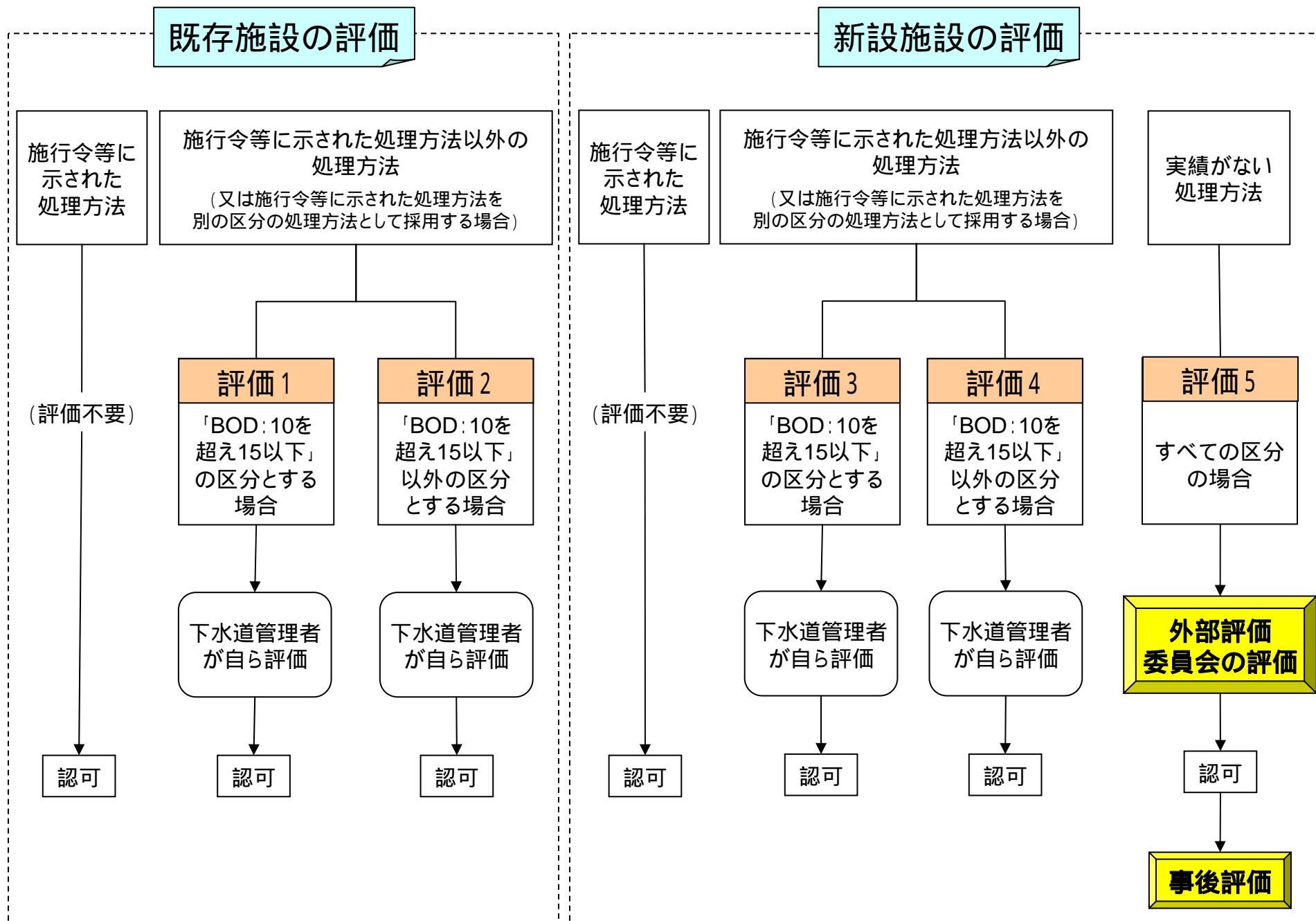
水処理施設の構造基準と処理方法の評価について

平成15年の下水道法施行令改正において、新たに計画放流水質という概念が導入され、水処理施設は計画放流水質の区分に応じて定められた方法により下水を処理する構造とすることとされた。

ここで、法令等により計画放流水質の区分と処理方法との関係が固定化されると、新技術の導入が阻害されるおそれがあること等から、法令等に定めのある処理方法以外の処理方法については、評価を行い計画放流水質区分との適合を判断することとしている。



計画放流水質の適用に係る処理方法の評価について



評価5から一般評価への流れ

